明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| の値の維持等であって離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る費用（以下「アンシラリーサービス費用」という。）及びアンシラリーサービス費用以外の費用（以下「非アンシラリーサービス費用」という。）に配分することにより整理すること。 | の維持等であって離島以外の旧供給区域に係るものに係る費用（以下「アンシラリーサービス費用」という。）及びアンシラリーサービス費用以外の費用（以下「非アンシラリーサービス費用」という。）に配分することにより整理すること。 |
| 備考　表中の［　］は注記である。 | |

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第九条**　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則** | **附　則** |
| （回避可能費用に関する経過措置） | （回避可能費用に関する経過措置） |
| **第九条**　この省令の施行の際現に再生可能エネルギー電気が特定契約に基づき電気事業者に供給されている場合、又はこの省令の施行の際現に認定発電設備が再生可能エネルギー電気の発電を開始していない場合であって特定契約の申込みについて電気事業者が承諾し、かつ、当該特定契約に係る旧法第五条第一項に規定する接続の請求について一般送配電事業者等が承諾しているときにおいて、当該電気事業者が当該特定契約に基づき調達している再生可能エネルギー電気（令和三年三月三十一日までに調達したものに限り、当該再生可能エネルギー電気が小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために供給されている場合に限る。）に係る回避可能費用の算定方法については、旧規則第十六条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、附則第四条中「一般電気事業者」とあるのは「旧一般電気事業者」と、「電気事業法第十九条第一項又は第三項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十八条第一項又は同法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第三項」とする。 | **第九条**　この省令の施行の際現に再生可能エネルギー電気が特定契約に基づき電気事業者に供給されている場合、又はこの省令の施行の際現に認定発電設備が再生可能エネルギー電気の発電を開始していない場合であって特定契約の申込みについて電気事業者が承諾し、かつ、当該特定契約に係る旧法第五条第一項に規定する接続の請求について一般送配電事業者等が承諾しているときにおいて、当該電気事業者が当該特定契約に基づき調達している再生可能エネルギー電気（令和三年三月三十一日までに調達したものに限り、当該再生可能エネルギー電気が小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために供給されている場合に限る。）に係る回避可能費用の算定方法については、旧規則第十六条の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、附則第四条中「一般電気事業者」とあるのは「旧一般電気事業者」と、「電気事業法第十九条第一項又は第三項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十八条第一項又は同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第三項」とする。 |
| 備考　表中の［　］は注記である。 | |

（電気事業会計規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第十条**　電気事業会計規則等の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則** | **附　則** |
| **第三条**　改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、改正法附則第十六条第一項の義務を負う間、新会計規則の規定を適用する。この場合において、新会計規則第四条中「一般送配電事業、送電事業及び発電事業」とあるのは「小売電気事業」と、新会計規則第十条第一項中「電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款」と、新会計規則第四十三条中「法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。 | **第三条**　改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、改正法附則第十六条第一項の義務を負う間、新会計規則の規定を適用する。この場合において、新会計規則第四条中「一般送配電事業、送電事業及び発電事業」とあるのは「小売電気事業」と、新会計規則第十条第一項中「電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款」と、新会計規則第四十三条中「法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。 |
| 備考　表中の［　］は注記である。 | |